

病棟モニター等医療機器（フクダ電子社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における病棟モニター等医療機器（フクダ電子社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

1	病棟等モニター
2	生理検査ファイリングシステム
3	自動麻酔記録システム

2 設置場所（主たる場所）

京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

(1) 業務内容

ア 契約期間中は、常に契約機器を良好に使用できる状態を維持するため、必要な保守点検を行うこと。

イ 前項の点検のほか、サーバ及びクライアントの故障等の緊急時には速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

ウ その他、必要な業務に関しては、個別機器毎に業務仕様書にて定めるものとする。

(2) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に当該年度の4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

(3) 乙は、保守点検の終了後速やかに、乙の所定の様式により、実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得ること。

(4) 委託料の支払いは、年度毎に、乙の請求により甲が支払うものとする。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

病棟モニター（フクダ電子社製）保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

京都市立病院病棟等モニター 一式

数量及び設置場所

設置場所	機器名称	規格	数量
血液浄化センター	セントラルモニター	DS-7640	1
	ベッドサイドモニター	DS-7120	3
	送信機	LX-5120	4
	送信機	LX-5230	5
3C病棟	セントラルモニター	DS-7680	1
	セントラルモニター	DS-7640	1
	ベッドサイドモニター	DS-7110M	2
	ベッドサイドモニター	DS-7120	1
	送信機	LX-5230	3
	送信機	LX-7230N	6
MEセンター	セントラルモニター	DS-7680	1

※本設置場所については、甲の都合で移動させる場合がある。

2 業務内容等

- (1) 契約期間中、乙は常に機器を良好に使用できる状態を維持するため、年1回定期点検を行うものとし、その点検は製造会社の定める点検記録表により実施するものとする。
- (2) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に当該年度の4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容を速やかに甲へ報告すること。
- (3) 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出し、内容について確認を得ること。

3 緊急時の対応

- (1) 上記機種に故障が発生し、連絡を受けた場合には、乙は24時間かつ年中無休にて、速やかに（原則として当日中）点検、調整、修理等を行うこと。
- (2) 故障の修理に時間がかかる場合等、市立病院の業務に支障をきたす場合は、乙は無償にて代替器を手配し対応すること。
- (3) 緊急時の連絡先電話番号を書面にて、甲へ提出するものとする。

4 本業務に含まれる費用

定期点検に係る点検費用のみ本委託料に含むものとする。

5 支払条件

委託料は、各年度の委託業務完了後、当該年度相当分の委託料を一括して乙の請求により支払うものとする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

生理検査ファイリングシステム（フクダ電子社製）保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

生理検査ファイリングシステム 一式

2 設置場所（主たる場所）

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 生理検査室及びエコーセンター

3 契約条件

(1) 業務内容

ア 契約期間中は、常に契約機器を良好に使用できる状態を維持するため、年1回の保守点検を行うこと。

イ 前項の点検のほか、サーバ及びクライアントの故障等の緊急時には速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(2) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

(3) 乙は、保守点検の終了後速やかに、乙の所定の様式により、実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容について確認を得ること。

(4) 本契約には、消耗品等の部品代については含まないものとする。

(5) 委託料は、各年度の委託業務完了後、当該年度相当分の委託料を一括して乙の請求により支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

自動麻酔記録システム（フクダ電子社製）保守点検業務仕様書

記

1 対象機器

自動麻酔記録システム 一式

2 設置場所（主たる場所）

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 手術部

3 契約条件

(1) 業務内容

ア 契約期間中は、常に契約機器を良好に使用できる状態を維持するため、年1回の保守点検を行うこと。

イ 前項の点検のほか、サーバ及びクライアントの故障等の緊急時には速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(2) 乙は、点検実施予定表を毎年度毎に4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

(3) 乙は、保守点検の終了後速やかに、乙の所定の様式により、実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容について確認を得ること。

(4) 本契約には、消耗品等の部品代については含まないものとする。

(5) 委託料は、各年度の委託業務完了後、当該年度相当分の委託料を一括して乙の請求により支払うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。